

条例	規則	厚生労働省令
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第1節 基本方針（第22条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第23条・第24条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第25条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第25条の2—第28条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第29条）</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第30条—第33条）</p> <p>第4章 介護予防訪問看護</p> <p>第1節 基本方針（第34条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第37条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第38条・第39条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条）</p> <p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第41条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第42条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第43条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第44条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第45条）</p> <p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針（第46条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第47条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第48条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第49条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第1節 人員に関する基準（第34条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第34条の2—第38条）</p> <p>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条）</p> <p>第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第40条・第41条）</p> <p>第4章 介護予防訪問看護</p> <p>第1節 人員に関する基準（第42条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第43条—第49条）</p> <p>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条・第51条）</p> <p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 人員に関する基準（第51条の2）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第52条—第55条）</p> <p>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条）</p> <p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 人員に関する基準（第57条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第58条—第61条）</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条第一項第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を次のように定める。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第1節 基本方針（第四十六条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第四十九条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第四十九条の二—第五十五条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十六条・第五十七条）</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十八条—第六十一条）</p> <p>第四章 介護予防訪問看護</p> <p>第1節 基本方針（第六十二条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第六十五条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第六十六条—第七十四条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十五条—第七十七条）</p> <p>第五章 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針（第七十八条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第七十九条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第八十条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第八十一条—第八十四条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十五条・第八十六条）</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針（第八十七条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第八十八条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第八十九条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第九十条—第九十三条）</p>

条例	規則	厚生労働省令
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条）	第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第62条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十四条・第九十五条）
第7章 削除	第7章 削除	第七章 削除
第8章 介護予防通所リハビリテーション	第8章 介護予防通所リハビリテーション	第八章 介護予防通所リハビリテーション
第1節 基本方針（第62条）	第1節 人員に関する基準（第78条）	第一節 基本方針（第一百六条）
第2節 人員に関する基準（第63条）	第2節 設備に関する基準（第79条）	第二節 人員に関する基準（第一百七条）
第3節 設備に関する基準（第64条）	第3節 運営に関する基準（第79条の2—第83条）	第三節 設備に関する基準（第一百八条）
第4節 運営に関する基準（第64条の2—第66条）	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第84条—第86条）	第四節 運営に関する基準（第一百八条の二—第一百二十三条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第67条）	第9章 介護予防短期入所生活介護	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百二十四条—第二百二十七条）
第9章 介護予防短期入所生活介護	第1節 人員に関する基準（第87条）	第九章 介護予防短期入所生活介護
第1節 基本方針（第68条）	第2節 設備に関する基準（第88条・第89条）	第一節 基本方針（第二百二十八条）
第2節 人員に関する基準（第69条・第70条）	第3節 運営に関する基準（第90条—第96条）	第二節 人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条）
第3節 設備に関する基準（第71条・第72条）	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第97条—第103条）	第三節 設備に関する基準（第二百三十一条・第二百三十二条）
第4節 運営に関する基準（第73条—第79条）	第5節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第四節 運営に関する基準（第二百三十三条—第二百四十二条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第80条）	第1款 この節の趣旨及び基本方針（第81条・第82条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百四十三条—第二百五十条）
第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第2款 設備に関する基準（第83条・第84条）	第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第81条・第82条）	第3款 運営に関する基準（第85条）	第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百五十一条・第二百五十二条）
第2款 設備に関する基準（第83条・第84条）	第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条）	第二款 設備に関する基準（第二百五十三条・第二百五十四条）
第3款 運営に関する基準（第85条）	第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第86条の2・第86条の3）	第三款 運営に関する基準（第二百五十五条—第二百五十九条）
第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条）	第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第87条—第92条）	第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十条—第二百六十四条）
第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第86条の2・第86条の3）	第10章 介護予防短期入所療養介護	第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第二百六十五条—第二百七十八条）
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第87条—第92条）	第1節 人員に関する基準（第120条）	第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百七十九条—第二百八十五条）
第10章 介護予防短期入所療養介護	第2節 設備に関する基準（第121条）	第十章 介護予防短期入所療養介護
第1節 基本方針（第93条）	第3節 運営に関する基準（第122条—第127条）	第一節 基本方針（第八十六条）
第2節 人員に関する基準（第94条）	第4節 介護予防のための効果的な支	第二節 人員に関する基準（第八十七条）
第3節 設備に関する基準（第95条）		第三節 設備に関する基準（第八十八条）
第4節 運営に関する基準（第96条—第98条）		第四節 運営に関する基準（第八十九条—第九十五条）

条例	規則	厚生労働省令
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第99条・第100条）	援の方法に関する基準（第128条—第132条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条—第二百二条）
第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第101条・第102条）		第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三条・第二百四条）
第2款 設備に関する基準（第103条）	第1款 運営に関する基準（第133条—第137条）	第二款 設備に関する基準（第二百五条）
第3款 運営に関する基準（第104条）	第2款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第138条—第142条）	第三款 運営に関する基準（第二百六条—第二百十条）
第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第105条）		第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百十一条—第二百十五条）
第11章 介護予防特定施設入居者生活介護	第11章 介護予防特定施設入居者生活介護	第七節 削除 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第106条）	第1節 人員に関する基準（第143条）	第一節 基本方針（第二百三十条）
第2節 人員に関する基準（第107条・第108条）	第2節 設備に関する基準（第144条）	第二節 人員に関する基準（第二百三十一条・第二百三十二条）
第3節 設備に関する基準（第109条）	第3節 運営に関する基準（第145条—第151条）	第三節 設備に関する基準（第二百三十三条）
第4節 運営に関する基準（第110条—第114条）	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第152条—第157条）	第四節 運営に関する基準（第二百三十四条—第二百四十五条）
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第115条）	第5節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百四十六条—第二百五十二条）
第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第1款 人員に関する基準（第158条）	第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第116条・第117条）	第2款 設備に関する基準（第159条）	第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百五十三条・第二百五十四条）
第2款 人員に関する基準（第118条・第119条）	第3款 運営に関する基準（第160条—第163条）	第二款 人員に関する基準（第二百五十五条・第二百五十六条）
第3款 設備に関する基準（第120条）	第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第164条・第165条）	第三款 設備に関する基準（第二百五十七条）
第4款 運営に関する基準（第121条・第122条）		第四款 運営に関する基準（第二百五十八条—第二百六十二条）
第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第123条）	第12章 介護予防福祉用具貸与	第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十三条・第二百六十四条）
第12章 介護予防福祉用具貸与	第1節 人員に関する基準（第166条）	第十二章 介護予防福祉用具貸与
第1節 基本方針（第124条）	第2節 設備に関する基準（第167条）	第一節 基本方針（第二百六十五条）
第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）	第3節 運営に関する基準（第168条）	第二節 人員に関する基準（第二百六十六条・第二百六十七条）
第3節 設備に関する基準（第127条）		第三節 設備に関する基準（第二百六十八条）

条例	規則	厚生労働省令
第4節 運営に関する基準(第128条)	一第175条)	第四節 運営に関する基準(第二百六十九条一第二百七十六条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第129条)	第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第176条・第177条)	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百七十七条一第二百七十八条の二)
第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第130条・第131条)	第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第178条・第179条)	第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第二百七十九条・第二百八十条)
第13章 特定介護予防福祉用具販売	第13章 特定介護予防福祉用具販売	第十三章 特定介護予防福祉用具販売
第1節 基本方針(第132条)	第1節 人員に関する基準(第180条)	第一節 基本方針(第二百八十一条)
第2節 人員に関する基準(第133条・第134条)	第2節 運営に関する基準(第181条一第185条)	第二節 人員に関する基準(第二百八十二条・第二百八十三条)
第3節 設備に関する基準(第135条)	第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第186条・第187)	第三節 設備に関する基準(第二百八十四条)
第4節 運営に関する基準(第136条)	第14章 雑則(第188条)	第四節 運営に関する基準(第二百八十五条一第二百八十九条)
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第137条)	附則	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二百九十条一第二百九十二条)
第14章 雑則(第138条)	附則	第十四章 雑則(第二百九十三条)
附則	附則	附則
第1章 総則	第1章 総則	第一章 総則
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定めるものとする。	第1条 この規則は、福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第百四十五条第六項(第百八十五条において準用する場合に限る。)、第百八十条、第百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。))及び第二百七十九条の規定による基準 二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当

条例	規則	厚生労働省令
		<p>たつて従うべき基準 第八十三條第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに附則第四條（第八十三條第二項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>三 法第五十四條第一項第二号の規定により、同條第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九條の二第一項（第六十一條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第四十九條の三（第六十一條、第八十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第五十三條の二の二（第六十一條、第八十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第五十三條の三第三項（第六十一條において準用する場合に限る。）、第五十三條の五（第六十一條、第八十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第五十三條の十（第六十一條、第八十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第五十三條の十の二（第六十一條、第八十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る。）、第三百三十三條第一項（第八十五條において準用する場合に限る。）、第三百三十六條（第八十五條において準用する場合に限る。）、第三百三十九條の二第二項（第八十五條において準用する場合に限る。）、第四百四十五條第七項（第八十五條において準用する場合に限る。）及び第二百七十三條第六項（第二百八十條において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>四 法第五十四條第一項第二号の規定により、同條第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第八十二條の規定による基準</p> <p>五 法第一百五條の二の二第一項第一号の規定により、同條第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三十條（第六十六條において準用する場合に限る。）、第四百四十五條第六項（第六十六條において準用する場合に限る。）及び第六十五條第二号の規定による基準</p> <p>六 法第一百五條の二の二第一項第二号の規定により、同條第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六十五條第一号の規定による基準</p> <p>七 法第一百五條の二の二第一項第二号の規定により、同條第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>めるに当たって従うべき基準 第四十九條の三（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第五十三條の二の二（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第五十三條の五（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第五十三條の十（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第五十三條の十の二（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第百三十三條第一項（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第百三十六條（第百六十六條において準用する場合に限る。）、第百三十九條の二第二項（第百六十六條において準用する場合に限る。）及び第百四十五條第七項（第百六十六條において準用する場合に限る。）の規定による基準</p> <p>八 法第百十五條の四第一項の規定により、同條第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十七條、第四十八條、第五十七條第四号、第六十三條、第六十四條、第七十九條、第八十八條、第百十七條、第百二十九條、第百三十條、第百四十五條第六項、第百五十七條第二項及び第三項、第百六十一条第七項、第百八十七條、第二百八條第二項及び第三項、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百五十五條、第二百五十六條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百八十二條並びに第二百八十三條並びに附則第十九條及び附則第二十條の規定による基準</p> <p>九 法第百十五條の四第二項の規定により、同條第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八條第一項、第百三十二條第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百五十三條第六項第一号イ（3）、第百八十八條第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）、第四号イ（病室に係る部分に限る。）及び第五号（療養室に係る部分に限る。）、第二百五條第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）及び第五号（療養室に係る部分に限る。）並びに附則第二條（第百三十二條第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八條及び附則第十二條の規定による基準</p> <p>十 法第百十五條の四第二項の規定により、同條第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九條の二第</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>一項（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の三（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の二の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の三第三項（第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十の二（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第二百一十二条第二項（第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百三十三条第一項（第二百五十九条及び第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百三十六条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条の二第二項（第二百五十九条、第二百四十五条及び第二</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス費用基準額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p>	<p>百六十二条において準用する場合を含む。）、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百五十八条第一項から第三項まで並びに第二百七十三条第六項の規定による基準</p> <p>十一 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百三十一条（第百五十四条において準用する場合を含む。）の規定による基準</p> <p>十二 法第五十四条第一項第二号、第百十五条の二の二第一項第一号若しくは第二号又は第百十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号、第百十五条の二の二第二項各号及び第百十五条の四第三項各号に掲げる事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(4) 基準該当介護予防サービス 法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(5) 共生型介護予防サービス 法第 115 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 53 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(申請者の要件)</p> <p>第 4 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導並びに病院又は診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期</p>	<p>(2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。</p>	<p>当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 共生型介護予防サービス 法第百一十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</p> <p>八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>第2章 削除</p> <p>第1節 削除</p> <p>第5条 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条 削除</p> <p>第3節 削除</p> <p>第8条 削除</p> <p>第4節 削除</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 削除</p>	<p>第2章 削除</p> <p>第1節 削除</p> <p>第3条 削除</p> <p>第2節 削除</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 削除</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条 削除</p> <p>第8条 削除</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条 削除</p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 削除</p> <p>第17条 削除</p> <p>第18条 削除</p> <p>第19条 削除</p>	<p>第二章 削除</p> <p>第一節 削除</p> <p>第四条 削除</p> <p>第二節 削除</p> <p>第五条 削除</p> <p>第六条 削除</p> <p>第三節 削除</p> <p>第七条 削除</p> <p>第四節 削除</p> <p>第八条 削除</p> <p>第九条 削除</p> <p>第十条 削除</p> <p>第十一条 削除</p> <p>第十二条 削除</p> <p>第十三条 削除</p> <p>第十四条 削除</p> <p>第十五条 削除</p> <p>第十六条 削除</p> <p>第十七条 削除</p> <p>第十八条 削除</p> <p>第十九条 削除</p> <p>第二十条 削除</p> <p>第二十一条 削除</p> <p>第二十二条 削除</p> <p>第二十三条 削除</p> <p>第二十四条 削除</p> <p>第二十五条 削除</p> <p>第二十六条 削除</p>

条例	規則	厚生労働省令
	第 20 条 削除	第二十七条 削除
	第 21 条 削除	第二十八条 削除
	第 22 条 削除	第二十九条 削除
	第 23 条 削除	第三十条 削除
第 13 条 削除		第三十一条 削除
	第 24 条 削除	第三十二条 削除
	第 25 条 削除	第三十三条 削除
第 14 条 削除		第三十四条 削除
	第 26 条 削除	第三十四条の二 削除
第 15 条 削除		第三十五条 削除
	第 27 条 削除	第三十六条 削除
	第 28 条 削除	第三十七条 削除
第 16 条 削除		
第 5 節 削除	第 3 節 削除	第 5 節 削除
第 17 条 削除		第三十八条 削除
	第 29 条 削除	第三十九条 削除
	第 30 条 削除	第四十条 削除
第 6 節 削除	第 4 節 削除	第 6 節 削除
第 18 条 削除	第 31 条 削除	第四十一条 削除
第 19 条 削除		第四十二条 削除
第 20 条 削除		第四十三条 削除
	第 32 条 削除	第四十四条 削除
第 21 条 削除	第 33 条 削除	第四十五条 削除
第 3 章 介護予防訪問入浴介護	第 3 章 介護予防訪問入浴介護	第 3 章 介護予防訪問入浴介護
第 1 節 基本方針		第 1 節 基本方針
第 22 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保		第四十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔

条例	規則	厚生労働省令
<p>持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第23条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）</p> <p>(2) 介護職員</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第23条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第22条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第23条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第24条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準</p> <p>第34条 条例第23条第1項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者（第3節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上</p> <p>(2) 介護職員 1以上</p> <p>2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業員の員数)</p> <p>第四十七条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとする。</p> <p>一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上</p> <p>二 介護職員 一以上</p> <p>2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第四十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 25 条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 25 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 25 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(重要事項の電磁的方法による提供)</p> <p>第 34 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第 25 条の 2 の規定による文書の交付に代えて、第 3 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込</p>	<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(提供拒否の禁止)</p>	<p>者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては，指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク，CD-ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第1項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は，当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者又はその家族に対し，重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は，この限りでない。</p>	<p>者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては，指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは，指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は，当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者又はその家族に対し，第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止)</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 25 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 34 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 34 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第 34 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第 34 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 49 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 49 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 49 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第 49 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第 49 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護</p>	<p>第 49 条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 49 条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 49 条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>第 49 条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第 49 条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>防支援事業者が開催するサービス担当者会議（福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成 26 年福岡市条例第 28 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 12 条第 3 項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携）</p> <p>第 34 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>第 34 条の 8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p>第 34 条の 9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>	<p>予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携）</p> <p>第四十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p>第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(介護予防サービス計画の変更の援助) 第34条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行) 第34条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) 第34条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準じる書面に記録しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領) 第35条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲</p>	<p>(介護予防サービス計画等の変更の援助) 第四十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行) 第四十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) 第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領) 第五十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費</p> <p>(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第 35 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第 35 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第 26 条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第 27 条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理</p>	<p>ける費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費</p> <p>(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第五十一条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管</p>	<p>号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第五十一条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節、次節及びこの条例に基づく規則の規定（指定介護予防訪問入浴介護の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第36条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第36条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、研修機関又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな</p>	<p>理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>なければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第36条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(秘密保持等)</p> <p>第 27 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議（福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成 26 年福岡市条例第 28 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第 12 条第 3 項に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p>第 36 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面をその指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(広告)</p> <p>第 36 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第 36 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p>第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告)</p> <p>第五十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(苦情処理)</p> <p>第 27 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>(市町村の事業への協力等)</p> <p>第 36 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利</p>	<p>(苦情処理)</p> <p>第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第 27 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第 27 条の 4 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第 36 条の 8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第五十三条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(記録の整備)</p> <p>第 37 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第 34 条の 12 第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第 35 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 条例第 27 条の 3 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 条例第 27 条の 4 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第 27 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。</p> <p>第 28 条 削除</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 29 条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有</p>	<p>第 38 条 削除</p> <p>第 3 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 55 条 削除</p> <p>第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)</p> <p>第五十六条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有</p>	<p>第五十五条 削除</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)</p> <p>第五十六条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第30条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行</p>	<p>第39条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、条例第22条に定める基本方針及び条例第29条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。</p> <p style="text-align: center;">第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第40条 条例第30条第1項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p>	<p>する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。</p> <p style="text-align: center;">第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五十八条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>(1) 看護職員 (2) 介護職員</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第 30 条第 1 項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 31 条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第 32 条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第 32 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第 33 条 第 1 節、第 4 節（第 27 条の 3 第 5 項及び第 6 項並びに第 28 条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。</p>	<p>(1) 看護職員 1 以上 (2) 介護職員 1 以上</p> <p>(準用)</p> <p>第 41 条 第 2 節（第 34 条の 8、第 35 条第 1 項及び第 38 条を除く。）の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条の 2 第 1 項中「第 25 条の 2」とあるの</p>	<p>行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 看護職員 一以上 二 介護職員 一以上</p> <p>2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第五十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第五十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一条 第一節、第四節（第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用す</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 4 章 介護予防訪問看護</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>第 34 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（従業者）</p> <p>第 35 条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1） 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）</p> <p>ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」</p>	<p>は「第 33 条において準用する条例第 25 条の 2」と、第 34 条の 12 第 1 項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 35 条の 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 35 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第 37 条第 2 項第 1 号中「第 34 条の 12 第 2 項」とあるのは「第 41 条において準用する第 34 条の 12 第 2 項」と、同項第 2 号中「第 35 条の 3」とあるのは「第 41 条において準用する第 35 条の 3」と、同項第 3 号中「第 27 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 27 条の 3 第 2 項」と、同項第 4 号中「第 27 条の 4 第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 27 条の 4 第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 章 介護予防訪問看護</p> <p>第 1 節 人員に関する基準</p> <p>第 42 条 指定介護予防訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 指定介護予防訪問看護ステーション</p> <p>ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」</p>	<p>る。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 介護予防訪問看護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第六十二条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（看護師等の員数）</p> <p>第六十三条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」とい</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>という。)</p> <p>イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。)指定介護予防訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員</p> <p>2 看護師等に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第35条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準条例第34条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第35条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第36条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第37条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護</p>	<p>という。) 常勤換算方法で、2.5以上</p> <p>イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員を適当数</p> <p>2 前項第1号アの保健師又は看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。</p>	<p>う。) 常勤換算方法で、二・五以上となる員数</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数</p> <p>二 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。) 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。</p> <p>2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第六十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第六十五条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する指定介護予防訪問看護の事業専用の区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 37 条第 1 項又は第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 43 条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(介護予防支援事業者等との連携)</p> <p>第 44 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第 45 条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その</p>	<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第六十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(介護予防支援事業者等との連携)</p> <p>第六十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第六十八条 削除</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第六十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第38条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p>	<p>利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第46条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第71条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第72条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな</p>	<p>その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第七十条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第七十一条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十二条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第48条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第51条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 介護予防訪問看護計画書</p> <p>(3) 介護予防訪問看護報告書</p> <p>(4) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p>	<p>らない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十三条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 第七十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>二 介護予防訪問看護計画書</p> <p>三 介護予防訪問看護報告書</p> <p>四 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用) 第39条 第25条の2, 第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「看護師等」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第40条 指定介護予防訪問看護は, 利用者の介護予防に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は, 自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い, 常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は, 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により, 利用者がその有する能力を最大限活用すること</p>	<p>(6) 条例第39条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録 (7) 条例第39条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用) 第49条 第34条の2, 第34条の4から第34条の6まで第34条の8から第34条の12まで, 第35条の2, 第35条の3及び第36条の2の2から第36条の8までの規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と, 第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは「第39条において準用する条例第25条の2」と, 第34条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第36条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>八第二項に規定する苦情の内容等の記録 七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用) 第七十四条 第四十九条の二, 第四十九条の三, 第四十九条の五から第四十九条の七まで, 第四十九条の九から第四十九条の十三まで, 第五十条の二, 第五十条の三, 第五十二条及び第五十三条の二の二から第五十三条の十一までの規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と, 第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第七十二条」と, 第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第五十三条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針) 第七十五条 指定介護予防訪問看護は, 利用者の介護予防に資するよう, その目標を設定し, 計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は, 自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い, 常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は, 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問看護事業者は, 指定介護予防訪問看護の提供に当たり, 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により, 利用者がその有する能力を最大限活用すること</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>ができるよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第50条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、条例第34条に定める基本方針及び条例第40条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。</p> <p>(3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>(4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。</p> <p>(7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(9) 特殊な看護等を行わないこと。</p> <p>(10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始</p>	<p>ができるよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十六条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。</p> <p>三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p> <p>十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時か</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。</p> <p>(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。</p> <p>(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。</p> <p>2 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第1項第2号から第6号まで及び第10号から第12号まで並びに前2項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p> <p>（主治の医師との関係）</p> <p>第51条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 前条第4項の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>第5章 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>ら、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。</p> <p>十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。</p> <p>十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p> <p>（主治の医師との関係）</p> <p>第七十七条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 前条第十五号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p> <p>第五章 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 41 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 人員に関する基準</p> <p>第 42 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1） 医師</p> <p>（2） 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第 42 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第 41 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 42 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 43 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有す</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節 人員に関する基準</p> <p>第 51 条の 2 条例第 42 条第 1 項各号に掲げる介護予防訪問リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>（1） 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数</p> <p>（2） 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 1 以上</p> <p>2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>第七十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>第七十九条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数</p> <p>二 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 1 以上</p> <p>2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有す</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>る専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 43 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第 52 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(運営規程)</p>	<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第八十一条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(運営規程)</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第44条 第25条の2, 第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は, 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, 第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p>	<p>第53条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに, 次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第54条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 条例第44条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 条例第44条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第34条の2から第34条の6まで, 第34条の8から第34条の12まで, 第35条の2, 第35条の3, 第36条の2の2から第36条の4まで, 第36条の6から第36条の8まで, 第44条及び第47条の2の規定は, 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士」と, 第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは「第44条において準用する条例第25条の2」と, 第34条の</p>	<p>第八十二条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 事業所ごとに, 次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種, 員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し, その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防訪問リハビリテーション計画 二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第八十四条 第四十九条の二から第四十九条の七まで, 第四十九条の九から第四十九条の十三まで, 第五十条の二, 第五十条の三, 第五十二条, 第五十三条の二の二から第五十三条の五まで, 第五十三条の七から第五十三条の十一まで, 第六十七条及び第七十二条の二の規定は, 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士」と, 第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第45条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第36条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第47条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第56条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、条例第41条に定める基本方針及び条例第45条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテー</p>	<p>十三条」とあるのは「第八十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第八十五条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>シヨンの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。</p> <p>(3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>(4) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(5) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。</p> <p>(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーシ</p>	<p>シヨンの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。</p> <p>三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーシ</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>オン会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</p> <p>(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。</p> <p>(11) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。</p> <p>(12) 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。</p> <p>2 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏</p>	<p>会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</p> <p>八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>十 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。</p> <p>十一 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十二 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>十三 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリング</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第46条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師，歯科医師，薬剤師，歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第47条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所</p> <p>ア 医師又は歯科医師</p> <p>イ 薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>2 介護予防居宅療養管理指導従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第47条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、</p>	<p>まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第57条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき薬剤師，歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士の員数は、その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。</p>	<p>の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。</p> <p>十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第八十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所</p> <p>イ 医師又は歯科医師</p> <p>ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、か</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第 46 条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 48 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 48 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">規則</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第 58 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省令</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第八十六条第一項に規定する設備に関する基準をみたすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用) 第49条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業につ</p>	<p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(運営規程) 第59条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5) 通常事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備) 第60条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録 (3) 条例第49条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録 (4) 条例第49条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用) 第61条 第34条の2から第34条の6まで、第34条の9、第34条の11、第34条の12、第35条の2、第35条の3、第</p>	<p>ない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(運営規程) 第九十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備) 第九十二条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録 三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録 四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用) 第九十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>いて準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする</p> <p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第50条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>36条の2の2から第36条の4まで、第36条の6から第36条の8まで、第44条及び第47条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第34条の2第1項中「条例第25条の2」とあるのは「第49条において準用する条例第25条の2」と、第34条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第34条の11中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第36条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第47条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と第36条の4中「第36条」とあるのは「第59条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第62条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管</p>	<p>の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第六十七条及び第七十二条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第九十一条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第四十九条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十三条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p> <p>第九十四条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</p> <p>(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。</p> <p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。</p>	<p>は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。</p> <p>(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>	<p>二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うものとする。</p> <p>五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
第7章 削除	(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。 第7章 削除	四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。 第七章 削除
第1節 削除		第一節 削除
第51条 削除		第九十六条 削除
第2節 削除	第1節 削除	第二節 削除
第52条 削除	第63条 削除	第九十七条 削除
第53条 削除		第九十八条 削除
第3節 削除	第2節 削除	第三節 削除
第54条 削除	第64条 削除	第九十九条 削除
第4節 削除	第3節 削除	第四節 削除
	第65条 削除	第一百条 削除
	第66条 削除	第一百一条 削除
	第67条 削除	第一百二条 削除
	第68条 削除	第一百三条 削除
第55条 削除		第一百四条 削除
	第69条 削除	第一百五条 削除
	第70条 削除	第一百六条 削除
第56条 削除	第71条 削除	第一百七条 削除
第5節 削除	第4節 削除	第五節 削除
第57条 削除		第一百八条 削除
	第72条 削除	第一百九条 削除
	第73条 削除	第一百十条 削除
	第74条 削除	第一百十一条 削除
第6節 削除	第5節 削除	第六節 削除
第58条 削除	第75条 削除	第一百十二条 削除
第59条 削除		第一百十三条 削除
第60条 削除	第76条 削除	第一百十四条 削除
第61条 削除	第77条 削除	第一百十五条 削除

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第 8 章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 基本方針</p> <p>第 62 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 人員に関する基準</p> <p>第 63 条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1） 医師</p> <p>（2） 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 人員に関する基準</p> <p>第 78 条 条例第 63 条第 1 項各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>（1） 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に必要な 1 以上の数</p> <p>（2） 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 10 以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言</p>	<p style="text-align: center;">第八章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p style="text-align: center;">第一節 基本方針</p> <p>第百十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>第百十七条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数</p> <p>二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第72条に規定する指定通所</p>	<p>語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、利用者の数が10を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</p> <p>イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、利用者の数が10を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</p> <p>(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。</p> <p>3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。</p>	<p>の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</p> <p>ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</p> <p>一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</p> <p>二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。</p> <p>3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハ</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 73 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 64 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具その他指定介護予防通所リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 74 条 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 設備に関する基準</p> <p>第 79 条 条例第 64 条第 1 項に定める専用の部屋等の面積は、3 平方メートルに利用定員の数（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の安全性を確保するために必要な箇所に、手すりを設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第 79 条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る</p>	<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第百十八条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、三平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第 64 条の 2 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第 65 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行す</p>	<p>介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用</p> <p>(3) おむつ代</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第 2 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 食事の提供に要する費用</p> <p>三 おむつ代</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第百十八条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第百十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行す</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>る者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節、次節及びこの条例に基づく規則の規定（指定介護予防通所リハビリテーションの運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員の数 (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第80条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定め</p>	<p>る者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。</p>
		<p>(運営規程)</p> <p>第百二十条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員 五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百二十条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定め</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(非常災害対策)</p> <p>第 65 条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第 1 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>る者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第 80 条の 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員の数を超過して指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 81 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の</p>	<p>る者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超過して指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第百二十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第66条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第66条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第66条 第25条の2、第25条の3及び第27条の2から第27条の5までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第66条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第66条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第83条 第34条の2から第34条の6まで、第34条の8から第34条の10まで、第34条の12、第35条の2、第35条の3、第36条の2の2、第36条の4、第36条の6から第36条の8まで及び第44条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは「第66条に</p>	<p>各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第67条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>において準用する条例第25条の2」と、第34条の6中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第36条の4中「第36条」とあるのは「第80条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第84条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、条例第62条に定める基本方針及び条例第67条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百二十条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第二百二十四条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第二百五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。</p> <p>(3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。</p> <p>(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第56条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(7) 指定介護予防通所リハビリテー</p>	<p>一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p> <p>三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>七 指定介護予防通所リハビリテーショ</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>シヨンの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p> <p>(9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。</p> <p>(11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。</p> <p>2 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、前項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）</p> <p>第85条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>(1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、</p>	<p>シヨンの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>十 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>十二 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。</p> <p>十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p> <p>（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）</p> <p>第二百二十六条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</p> <p>一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第68条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事</p>	<p>効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>(2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>(3) サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p> <p>(安全管理体制等の確保)</p> <p>第86条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p>	<p>当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p> <p>(安全管理体制等の確保)</p> <p>第二百二十七条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百二十八条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第69条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第78条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人以下の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 医師 (2) 生活相談員</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）</p>	<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準</p> <p>第87条 条例第69条第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 医師 1以上 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第69条第1項に規定する利用者をいう。以下この節及び次節並びに第92条において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上 (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p>	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百二十九条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 一以上 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(4) 栄養士 (5) 機能訓練指導員 (6) 調理員その他の従業者</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>(4) 栄養士 1以上 (5) 機能訓練指導員 1以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。5 第1項第2号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第69条第1項に規定する利用定員をいう。次節及び第3節において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第69条第1項に規定する利用定員をいう。次節及び第3節において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護</p>	<p>四 栄養士 一以上 五 機能訓練指導員 一以上 六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 79 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 70 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 3 節 設備に関する基準</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 71 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を 20 人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、規則で定める特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予</p>	<p>老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>7 第 1 項第 5 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 2 節 設備に関する基準</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 88 条 条例第 71 条第 1 項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。</p>	<p>老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第百三十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第83条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第72条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p>	<p>（設備）</p> <p>第89条 条例第72条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第77条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第77条第1項に規定する訓</p>	<p>が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十三条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十二条において準用する第百二十条の四第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 第百四十二条において準用する第</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室</p>	<p>練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第72条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>百二十条の四第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(9) 面談室</p> <p>(10) 介護職員室</p> <p>(11) 看護職員室</p> <p>(12) 調理室</p> <p>(13) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(14) 汚物処理室</p> <p>(15) 介護材料室</p> <p>(16) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備</p> <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 規則で定める特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することにより足りるものとする。</p> <p>6 第3項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>3 条例第72条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第87条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。</p> <p>4 条例第72条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。</p>	<p>九 面談室</p> <p>十 介護職員室</p> <p>十一 看護職員室</p> <p>十二 調理室</p> <p>十三 洗濯室又は洗濯場</p> <p>十四 汚物処理室</p> <p>十五 介護材料室</p> <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することにより足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者1人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 82 条第 1 項から第 5 項まで及び第 6 項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 5 項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 73 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について文書により利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)</p>	<p>(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 運営に関する基準</p>	<p>三 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 74 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第 90 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額（同条第 4 項の規</p>	<p>第百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百三十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 75 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 97 条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p>	<p>定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額) を限度とする。)</p> <p>(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額) を限度とする。)</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第百三十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第1項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第2項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第76条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第91条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員（第87条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(6) サービス利用に当たっての留意事項</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第百三十七条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百三十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の送迎の実施地域</p> <p>六 サービス利用に当たっての留意事項</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(非常災害対策)</p> <p>第 77 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第 92 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第 87 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる数</p> <p>(2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 93 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につ</p>	<p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第 78 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した</p>	<p>いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第25条の3、第27条から第27</p>	<p>(地域等との連携)</p> <p>第94条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第95条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第75条第3項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 条例第79条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 条例第78条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第96条 第34条の2から第34条の6ま</p>	<p>(地域等との連携)</p> <p>第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十二条 第四十九条の三から第四十</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>条の3まで、第27条の4の2及び第27条の5の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の4の2第1項及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第80条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>で、第34条の8、第34条の9、第34条の12、第35条の2、第35条の3、第36条の2の2、第36条の4から第36条の6まで、第36条の8及び第80条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条の2の2第2項及び第36条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第80条の2第3項及び第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第97条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、条例第68条に定める基本方針</p>	<p>九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の九（第二項を除く。）まで、第五十三条の十から第五十三条の十一まで、第二百二十条の二及び第二百二十条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第百四十三条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第百四十四条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十八条に規定する</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>及び条例第 80 条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(介護)</p> <p>第 98 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。</p>	<p>基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。</p> <p>三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(介護)</p> <p>第百四十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>なければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第99条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第100条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第101条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第102条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第103条 指定介護予防短期入所生活介護</p>	<p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百四十六条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第百四十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第百四十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第百四十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百五十条 指定介護予防短期入所生活介護</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第81条 第1節、第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第82条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2款 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第83条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属</p>	<p>事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第5節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 設備に関する基準</p>	<p>護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第五十一条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二款 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設</p>	<p>第104条 条例第83条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第85条において準用する条例第77条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第85条において準用する条例第77条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第83条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百五十九条において準用する第百二十条の四第一項において準用する第百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 第百五十九条において準用する第百二十条の四第一項において準用する第百四条に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければなら</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニット及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>エ 便所</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>(7) 介護材料室</p> <p>(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備</p> <p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム（福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第 号）第15条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 第3項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>3 条例第83条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第87条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。</p> <p>4 条例第83条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット（少数の居室及び当該</p>	<p>ない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 ユニット</p> <p>二 浴室</p> <p>三 医務室</p> <p>四 調理室</p> <p>五 洗濯室又は洗濯場</p> <p>六 汚物処理室</p> <p>七 介護材料室</p> <p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用定員の数（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第109条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用</p>	<p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百五十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。</p> <p>(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 92 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第 90 条に規定するユニット型指定短</p>	<p>者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。</p> <p>(4) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第四百四条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第四百四条の二に規定するユニット型指定短期入</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 92 条第 1 項から第 5 項まで及び第 6 項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 5 項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用) 第 84 条 第 71 条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 運営に関する基準</p>	<p>(準用) 第 105 条 第 88 条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、第 88 条中「第 71 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 84 条において準用する条例第 71 条第 1 項ただし書」と、「前条第 2 項」とあるのは「第 87 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領) 第 106 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p>	<p>所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用) 第百五十四条 第百三十一条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第三款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領) 第百五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(2) 滞在に要する費用（法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額（同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 107 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員の数（第 87 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。次号において同じ。）</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の送迎の実施地域</p>	<p>二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十六条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第二百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>五 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第108条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、研修の実施</p>	<p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百五十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 85 条 第 4 節の規定は，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。</p> <p>第 4 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第 109 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。</p> <p>(1) 第 87 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては，当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる数</p> <p>(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては，ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる数</p> <p>(準用)</p> <p>第 110 条 第 93 条から第 95 条まで及び第 96 条（第 80 条の 2 の準用に係る部分を除く。）の規定は，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第 95 条第 2 項第 2 号中「次条」とあるのは「第 110 条において準用する第 96 条」と，同項第 3 号中「第 75 条第 3 項第 3 号」とあるのは「第 85 条において準用する条例第 75 条第 3 項第 3 号」と，同項第 4 号中「次条」とあるのは「第 110 条において準用する第 96 条」と，同項第 5 号中「第 79 条」とあるのは「第 85 条において準用する条例第 79 条」と，同項第 6 号中「第 78 条第 3 項」とあるのは「第 85 条において準用する条例第 78 条第 3 項」と，第 96 条において準用する第 4 条第 1 項中「第 9 条」とあるのは「第 85 条において準用する条例第 73 条」と読み替えるものとする。</p> <p>第 3 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百五十八条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は，次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。</p> <p>一 第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては，当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては，ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十九条 第百三十三条、第百三十四条、第百三十六條、第百三十七條、第百三十九條の二、第百四十條から第百四十二條（第百二十條の二の準用に係る部分は除く。）までの規定は，ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第百三十三条第一項中「第百三十八條」とあるのは「第百五十六條」と，第百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十九條において準用する次条」と読み替えるものとする。</p> <p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)</p> <p>第111条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第112条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭<small>しき</small>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活</p>	<p>(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)</p> <p>第百六十条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第百六十一条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭<small>しき</small>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護予防短期入所生活</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 86 条 第 80 条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。</p> <p>第 7 節 共生型介護予防サービスに関する基準</p> <p>(共生型介護予防短期入所生活介護の基</p>	<p>介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第 113 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第 114 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第 115 条 第 97 条及び第 100 条から第 102 条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 97 条中「第 68 条」とあるのは「第 82 条」と、「第 80 条」とあるのは「第 86 条において準用する条例第 80 条」と読み替えるものとする。</p> <p>第 6 節 共生型介護予防サービスに関する基準</p>	<p>介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第百六十二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百六十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十四条 第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百五十二条」と、「前条」とあるのは「第百六十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>第七節 共生型介護予防サービスに関する基準</p> <p>(共生型介護予防短期入所生活介護の基</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>準) 第86条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用) 第86条の3 第25条の3、第27条から第27条の5まで第27条の4を除く、第68条及び第70条並びに第4節（第79条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪</p>	<p>規則</p> <p>(準用) 第115条の2 第34条の3から第34条の6まで、第34条の8及び第34条の9、第34条の12、第35条の2及び第35条の3、第36条の2の2、第36条の4から第36条の6まで、第36条の8及び第80条の2並びに第3節（第96条を除く。）及び第4節の規定は、共生型介護予防短</p>	<p>準) 第百六十五条 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。</p> <p>二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用) 第百六十六条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第二百十条の二及び第</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第73条及び第76条中「介護予防短期入所生活介護従事者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条の2の2第2項及び第36条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第80条の2第3項及び第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第95条第2項第2号中「次条において準用する第34条の12第2項」とあるのは「第34条の12第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第35条の3」とあるのは「第35条の3」と、同項第5号中「条例第79条において準用する条例第27条の3第2項」とあるのは「条例第27条の3第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>百二十条の四、第二百二十八条及び第三百十条並びに第四節（第四百二十二条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第三百三十八条」と、同項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十三条第一項及び、第三百三十七条並びに第三百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四百四十一条第二項第二号中「次条において準用する第四十九条の十三第二項」とあるのは「第四十九条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十条の三」とあるのは「第五十条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十三条の八第二項」とあるのは「第五十三条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十三条の十第二項」とあるのは「第五十三条の十第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第六百六十七条 削除</p> <p>第六百六十八条 削除</p> <p>第六百六十九条 削除</p> <p>第七百七十条 削除</p> <p>第七百七十一条 削除</p> <p>第七百七十二条 削除</p> <p>第七百七十三条 削除</p> <p>第七百七十四条 削除</p> <p>第七百七十五条 削除</p> <p>第七百七十六条 削除</p> <p>第七百七十七条 削除</p> <p>第七百七十八条 削除</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第 8 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)</p> <p>第 87 条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 71 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第 15 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 23 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第 88 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 3 号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1) 生活相談員 (2) 介護職員又は看護職員</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 116 条 条例第 88 条第 1 項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 1 以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（条例第 90 条第 1 項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上</p>	<p style="text-align: center;">第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)</p> <p>第七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第八十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 生活相談員 一以上 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(3) 栄養士 (4) 機能訓練指導員 (5) 調理員その他の従業者</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第97条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者) 第89条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(利用定員等) 第90条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員の数（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期</p>	<p>(3) 栄養士 1以上 (4) 機能訓練指導員 1以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等（条例第87条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等をいう。以下同じ。）として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	<p>該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百八十二条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 栄養士 一以上 四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十条の二十七第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者) 第百八十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(利用定員等) 第百八十二条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第91条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>（1） 居室 （2） 食堂 （3） 機能訓練室 （4） 浴室 （5） 便所 （6） 洗面所 （7） 静養室 （8） 面接室 （9） 介護職員室 （10） 前各号に掲げるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備</p> <p>2 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>（設備）</p> <p>第117条 条例第91条第1項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 居室</p>	<p>入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の二十九第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第百八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面所 七 静養室 八 面接室 九 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。</p> <p>(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(6) 廊下 幅は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能なものとすること。</p> <p>(7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)</p> <p>第118条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の三十第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)</p> <p>第百八十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用)</p> <p>第92条 第25条の3, 第27条, 第27条の2, 第27条の3(第5項及び第6項を除く。), 第27条の4の2, 第27条の5及び第68条並びに第4節(第79条を除く。)及び第5節の規定は, 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは, 「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 介護予防短期入所療養介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第93条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)</p>	<p>(準用)</p> <p>第119条 第34条の2から第34条の6まで, 第34条の9, 第34条の12, 第35条の2, 第35条の3, 第36条の2の2, 第36条の4から第36条の6まで, 第36条の8, 第80条の2並びに第3節(第90条第1項及び第96条を除く。)及び第4節の規定は, 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第34条の12第1項中「内容, 当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と, 第35条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と, 第36条の2の2第2項及び, 第36条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と, 第80条の2第3項及び第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と, 第90条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と, 同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と, 第92条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と, 第95条第2項第2号及び第4号中「次条」とあるのは「第119条」と, 第97条中「第68条」とあるのは「第92条において準用する条例第68条」と, 「第80条」とあるのは「第92条において準用する条例第80条」と, 第101条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 介護予防短期入所療養介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第93条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)</p>	<p>(準用)</p> <p>第百八十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで, 第四十九条の十, 第四十九条の十三, 第五十条の二, 第五十条の三, 第五十二条, 第五十三条の二の二, 第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十三条の九第二項を除く。), 第二百二十条の二, 第二百二十条の四, 第二百二十八条並びに第四節(第百三十五条第一項及び第百四十二条を除く。)及び第五節の規定は, 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において, 第四十九条の十三第一項中「内容, 当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と, 第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と, 第五十三条の二の二第二項, 第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と, 第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と, 第二百二十条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と, 第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と, 同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と, 第百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と, 第百四十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは, 「第百八十五条」と, 第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と, 「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と, 第百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第十章 介護予防短期入所療養介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百八十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」とい</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p>第94条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>（1） 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>（2） 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型</p>	<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準</p> <p>第120条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>（1） 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士を、それぞれ利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第124条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>（2） 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士を、それぞれ利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附</p>	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員, 栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。), 栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員</p> <p>(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員, 理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p> <p>2 介護予防短期入所療養介護従業者に関し必要な基準は, 規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け, かつ, 指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第102条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業と指定介護予防短期入所療養</p>	<p>則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。), 栄養士及び理学療法士又は作業療法士を, それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員及び介護職員の合計を, 常勤換算方法で, 利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上, かつ, 夜間における緊急連絡体制を整備するとともに, 看護職員又は介護職員を1以上</p> <p>(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員, 理学療法士又は作業療法士及び栄養士を, それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p>	<p>「介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては, 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員, 栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は, それぞれ, 利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては, 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。), 栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は, それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては, 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は, 常勤換算方法で, 利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること, かつ, 夜間における緊急連絡体制を整備することとし, 看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。</p> <p>五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては, 当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師, 薬剤師, 看護職員, 介護職員, 理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は, それぞれ, 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け, かつ, 指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については, 指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって, 前項に規定する基準を満</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 103 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 95 条 指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 号）第 19 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（福岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年福岡市条例第号）第 18 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）</p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p> <p>(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所</p> <p>ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室</p> <p>イ 浴室</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 設備に関する基準</p> <p>第 121 条 条例第 95 条第 1 項第 4 号アに掲げる指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の利用者 1 人当たりの床面積は、6.4 平方メートル以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。</p> <p>四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ 浴室を有すること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>ウ 機能訓練を行うための場所</p> <p>(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成30年福岡市条例第18号）第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第103条において同じ。）に関するものを除く。）</p> <p>2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第104条第1項及び第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>(対象者)</p> <p>第96条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 運営に関する基準</p>	<p>ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p> <p>五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第5号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百五条及び第二百九条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</p> <p>2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四百四十三条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(対象者)</p> <p>第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第122条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>(6) 理美容代</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活にお</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第百九十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活において</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 97 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第 1 項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第 2 項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該</p>	<p>いても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第 3 項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>も通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第百九十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。</p>	<p>(運営規程) 第123条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守) 第124条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる数 (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる数 (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる数 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(衛生管理等) 第125条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につ</p>	<p>(運営規程) 第九十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守) 第九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用)</p> <p>第98条 第25条の3、第27条から第27条の3まで、第27条の4の2、第27条の5、第73条、第74条第2項、第77条及び第78条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第73条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第126条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第97条第3項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 条例第98条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 条例第98条において準用する条例第78条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第127条 第34条の2から第34条の6まで、第34条の8、第34条の9、第34条の12、第35条の2、第35条の3、第36条の2の2、第36条の4、第36条の6、第36条の8、第80条の2、第93条(第1項を除く。)及び第94条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第36条の2の2第2項及び第36条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第80条の2第3項及び第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く。)、第百二十条の二、第百二十条の四、第百二十一条、第百三十三条、第百三十四条第二項及び第百四十条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の四第一項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第百九十二条」と、第百二十条の二第三項及び第四項並びに第百二十一条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十三条第一項中「第百三十八条」とあるのは「第百</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)</p> <p>第99条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)</p> <p>第128条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、条例第93条に定める基本方針及び条例第99条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する</p>	<p>九十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)</p> <p>第百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)</p> <p>第百九十七条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百八十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(診療の方針)</p> <p>第100条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行われること。</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行われること。</p> <p>(5) 特殊な療法又は新しい療法等(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)</p>	<p>利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。</p> <p>(3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。</p>	<p>者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。</p> <p>三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。</p> <p>(診療の方針)</p> <p>第百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。</p> <p>二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。</p> <p>五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>については、行わないこと。</p> <p>(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。</p> <p>(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。</p>	<p>(機能訓練)</p> <p>第129条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第130条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭<small>しき</small>しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第131条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況、病状及び嗜好<small>しき</small>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p> <p>2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>	<p>のほか行ってはならない。</p> <p>六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。</p> <p>七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第二百条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清<small>しき</small>しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事の提供)</p> <p>第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体<small>し</small>の状況、病状及び嗜好<small>しき</small>を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p> <p>2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第 132 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第 6 節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 1 款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第 101 条 第 1 節、第 3 節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 102 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第 2 款 設備に関する基準</p> <p>第 103 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型</p>	<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第 132 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第 5 節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第二百二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第二百三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第二款 設備に関する基準</p> <p>第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。</p> <p>(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)</p> <p>(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)</p> <p>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)</p> <p>(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護医療院に関するものに限る。)</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者 (指定居宅サービス等基準条例第 111 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第 109 条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 111 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。</p> <p>二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。</p> <p>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者 (指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業 (指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第3款 運営に関する基準</p>	<p>第1款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第133条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>(6) 理美容代</p>	<p>第三款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>六 理美容代</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第134条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域</p> <p>(5) 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第135条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(1) 昼間については、ユニット(少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。)ごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は</p>	<p>七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>四 通常の送迎の実施地域</p> <p>五 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>六 非常災害対策</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百八条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第136条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニ</p>	<p>職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 104 条 第 4 節の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。</p> <p>第 4 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>ット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる数</p> <p>(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる数</p> <p>(3) ユニット型介護医療院（福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成 30 年福岡市条例第 18 号）第 19 条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この号において同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(準用)</p> <p>第 137 条 第 125 条、第 126 条及び第 127 条（第 80 条の 2 の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 126 条第 2 項第 2 号中「次条」とあるのは「第 137 条において準用する第 127 条」と、同項第 3 号中「第 97 条第 3 項第 3 号」とあるのは「第 104 条において準用する条例第 97 条第 3 項第 3 号」と、同項第 4 号中「次条」とあるのは「第 137 条において準用する第 127 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「第 98 条」とあるのは「第 104 条において準用する条例第 98 条」と、第 127 条において準用する第 4 条第 1 項中「第 9 条」とあるのは「第 104 条において準用する条例第 98 条において準用する条例第 73 条」と読み替えるものとする。</p> <p>第 2 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所療養</p>	<p>型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(準用)</p> <p>第二百十条 第百八十九条、第百九十一条、第百九十四条及び第百九十五条（第二百十条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十条において準用する次条」と、第百九十五条中「第百九十二条」とあるのは「第二百七条」と読み替えるものとする。</p> <p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(ユニット型指定介護予防短期入所療養</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>介護の提供に当たっての留意事項) 第 138 条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第 139 条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭<small>しき</small>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業</p>	<p>介護の提供に当たっての留意事項) 第二百十一条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭<small>しき</small>を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 105 条 前節の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。</p>	<p>者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事) 第 140 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供) 第 141 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(準用) 第 142 条 第 128 条及び第 129 条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 128 条中「第 93 条」とあるのは「第 102 条」と、「第 99 条」とあるのは「第 105 条において準用する条例第 99 条」と読み替えるものとする。</p>	<p>者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事) 第二百十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供) 第二百十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(準用) 第二百十五条 第九十六条から第九十九条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第九十七条中「第八十六条」とあるのは「第二百四条」と、「前条」とあるのは「第二百五条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>第七節 削除</p> <p>第二百十六条 削除</p> <p>第二百十七条 削除</p> <p>第二百十八条 削除</p> <p>第二百十九条 削除</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 11 章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>第 106 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第 8 条の 2 第 11 項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（従業者）</p> <p>第 107 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施</p>	<p>第 11 章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第 1 節 人員に関する基準</p> <p>第 143 条 条例第 107 条第 1 項各号に掲げる介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当</p>	<p>第二百二十条 削除</p> <p>第二百二十一条 削除</p> <p>第二百二十二条 削除</p> <p>第二百二十三条 削除</p> <p>第二百二十四条 削除</p> <p>第二百二十五条 削除</p> <p>第二百二十六条 削除</p> <p>第二百二十七条 削除</p> <p>第二百二十八条 削除</p> <p>第二百二十九条 削除</p> <p>第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百三十条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二百三十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>(3) 機能訓練指導員</p> <p>(4) 計画作成担当者</p> <p>2 前項各号に掲げる介護予防特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 利用者の数が30以下の指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第114条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条におい</p>	<p>設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>て「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 総利用者数が30以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)</p> <p>3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。</p> <p>6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあ</p>	<p>用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 看護職員又は介護職員</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 総利用者数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p> <p>3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画(第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第二項の場合にあ</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(管理者) 第 108 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 109 条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>つては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>8 第 2 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人が常勤であれば足りるものとする。</p> <p>第 2 節 設備に関する基準</p> <p>第 144 条 条例第 109 条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>つては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p> <p>(管理者) 第二百三十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百三十三条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>3 指定介護予防特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 一時介護室</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 便所</p> <p>(4) 食堂</p> <p>(5) 機能訓練室</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備</p> <p>4 介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第186号）の定めるところによる。</p> <p>6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事</p>	<p>2 介護居室及び条例第109条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p>イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ウ 地階に設けないこと。</p> <p>エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(2) 一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。第147条第5号において同じ。） 介護を行うために適当な広さを有すること。</p> <p>(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。</p> <p>3 指定介護予防特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。</p> <p>4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 介護居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とする。ことができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。</p> <p>三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p> <p>6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。</p> <p>8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>業者(指定居宅サービス等基準条例第114条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護(同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。)の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第117条第1項から第3項まで及び第5項並びに同条第4項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項並びに第4項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>第110条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)</p> <p>第111条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施</p>	<p style="text-align: center;">第3節 運営に関する基準</p>	<p>業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第七十七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>第二百三十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百四十条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)</p> <p>第二百三十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p> <p>第112条 削除</p>	<p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第145条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第146条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サ</p>	<p>設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p> <p>第二百三十六条 削除</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第二百三十七条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百三十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サ</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第113条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断及び身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</p> <p>(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>ービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>ービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第二百三十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第1項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第2項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第147条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) 入居定員及び居室数</p> <p>(4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(6) 施設利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	<p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第148条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、介護予防特定施設従業者に対し、研修機関又は当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、介護予防特定施設従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第149条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百四十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第145条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第113条第3項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的な内容の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 条例第114条において準用する条例第27条の3に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 条例第114条において準用する条例第78条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第114条 第26条から第27条の3まで、</p>	<p>に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第150条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第145条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第113条第3項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的な内容の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 条例第114条において準用する条例第27条の3に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 条例第114条において準用する条例第78条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第34条の2、第34条の4、第</p>	<p>急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第二百四十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>二 第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二百四十一条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第二百四十五条 第四十九条の五、第四十</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 27 条の 4 の 2、第 27 条の 5、第 77 条及び第 78 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 26 条並びに第 27 条の 4 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第 115 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>34 条の 5、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 36 条の 2 の 2、第 36 条の 4 から第 36 条の 6 まで、第 36 条の 8、第 93 条及び第 94 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条の 2 第 1 項中「第 25 条の 2」とあるのは「第 110 条第 1 項」と、第 36 条の 2 の 2 第 2 項及び、第 36 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 152 条 指定介護予防特定施設入居者生</p>	<p>九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の二の二、第五十三条の四から第五十三条の十一まで（第五十三条の九第二項を除く。）、第百二十条の四及び第百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条、第五十三条の二の二第二項、第五十三条の十の二第一号及び第三号並びに第五十三条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と、第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第二百四十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二百四十七条 指定介護予防特定施設入</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>活介護の方針は、条例第 106 条に定める基本方針及び条例第 115 条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。</p> <p>(2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。</p> <p>(3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>(4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。</p> <p>(5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。</p> <p>2 計画作成担当者は、モニタリングの結</p>	<p>居者生活介護の方針は、第二百三十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>二 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。</p> <p>三 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>四 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>五 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>六 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>七 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。</p> <p>八 計画作成担当者は、モニタリングの</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方</p>	<p>果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、前項に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第153条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第154条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第155条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(利用者の家族との連携等)</p> <p>第156条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第157条 第100条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、</p>	<p>結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>九 第一号から第七号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第二百四十八条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第二百四十九条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第二百五十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(利用者の家族との連携等)</p> <p>第二百五十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十二条 第四百七条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p> <p>第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第116条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第117条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第2款 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第118条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下「外</p>	<p>設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第1款 人員に関する基準</p> <p>第158条 条例第118条第1項各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数</p>	<p>針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第二百五十三条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百五十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第二款 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第二百五十五条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>(2) 介護職員</p> <p>(3) 計画作成担当者</p> <p>2 前項各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第124条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準条例第123条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この項において同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)</p> <p>3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1人以上の指定介護予防特定施設の従業者(第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。</p>	<p>部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>三 計画作成担当者 1以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十二条の三第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>三 計画作成担当者 1以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p> <p>3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者(第一項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(管理者) 第 119 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 3 款 設備に関する基準</p> <p>第 120 条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>5 第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の生活相談員のうち 1 人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者（第 2 項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第 1 項第 3 号又は第 2 項第 3 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第 2 項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第 2 項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 2 款 設備に関する基準</p> <p>第 159 条 条例第 120 条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なも</p>	<p>5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者) 第二百五十六条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三款 設備に関する基準</p> <p>第二百五十七条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なもので</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>3 指定介護予防特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 居室 (2) 浴室 (3) 便所 (4) 食堂 (5) 汚物処理室 (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (7) 前各号に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p> <p>6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第124条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型</p>	<p>のであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>2 条例第120条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。 (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。 (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (5) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。</p> <p>3 指定介護予防特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p>	<p>あること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。 イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とする。ことができるものとする。 ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p> <p>6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、指定居宅サービス</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第 123 条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第 127 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに同条第 4 項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項まで及び前項並びに第 4 項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明及び契約の締結等）</p> <p>第 121 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第 1 項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 款 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明及び契約の締結等）</p> <p>第二百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>等基準第九十二条の六第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四款 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明及び契約の締結等）</p> <p>第二百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(運営規程)</p> <p>第160条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地 (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 (7) 施設利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項</p> <p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第161条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）の提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに、文書により締結しなければならない。</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第二百五十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三 入居定員及び居室数 四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 七 施設の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第二百六十条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。），指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型通所介護（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。），指定介護予防訪問入浴介護，指定介護予防訪問看護，指定介護予防訪問リハビリテーション，指定介護予防通所リハビリテーション，指定介護予防福祉用具貸与及び福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，事業の開始に当たっては，次に掲げる事業を提供する事業者と，第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>（1） 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス</p> <p>（2） 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>（3） 指定介護予防訪問看護</p> <p>5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち，前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては，利用者の状況に応じて，第1項に規定する方法により，これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては，指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予</p>	<p>訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。），指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。），指定介護予防訪問入浴介護，指定介護予防訪問看護，指定介護予防訪問リハビリテーション，指定介護予防通所リハビリテーション，第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，事業の開始に当たっては，次の各号に掲げる事業を提供する事業者と，第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス</p> <p>二 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>三 指定介護予防訪問看護</p> <p>5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち，前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては，利用者の状況に応じて，第一項に規定する方法により，これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては，指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 122 条 第 26 条から第 27 条の 3 まで、第 27 条 4 の 2、第 27 条の 5、第 77 条、</p>	<p>防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 162 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第 164 条第 2 項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第 8 項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 35 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 条例第 122 条において準用する条例第 27 条の 3 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 条例第 122 条において準用する条例第 78 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 145 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 条例第 122 条において準用する条例第 113 条第 3 項第 3 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第 148 条第 3 項に規定する結果等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第 163 条 第 34 条の 2、第 34 条の 4、第 34 条の 5、第 35 条の 2、第 35 条の 3、</p>	<p>防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p> <p>7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十一条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>二 第二百六十三条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第二百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第二百三十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第二百四十一条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十二条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第78条,第111条及び第113条の規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において,第26条並びに第27条の4の2第1号及び第3号中第「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは,「指定介護予防特定施設の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(受託介護予防サービスの提供)</p> <p>第123条 第115条の規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>第36条の2の2,第36条の4から第36条の6まで,第36条の8,第93条,第94条,第145条,第146条,第148条及び第149条の規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において,第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは「第121条第1項」と,第36条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と,第36条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と,第36条の5中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と,第145条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成,利用者の安否の確認,利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。)を」と,第148条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と,同条第4項かつ第6項までの規定中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(受託介護予防サービスの提供)</p> <p>第164条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は,介護予防特定施設サービス計画に基づき,受託介護予防サービス事業者により,適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう,必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は,受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては,提供した日時,時間,具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第165条 第152条,第155条及び第156条の規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において,第152条第1項中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは,「他の外部サービ</p>	<p>まで,第五十三条の二の二,第五十三条の四から第五十三条の十一まで(第五十三条の九第二項を除く。),第二百二十四条の四,第百三十九条の二,第二百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十一条から第二百四十三条までの規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において,第五十一条,第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と,第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と,「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と,第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と,第百三十九条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と,第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と,第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p> <p>第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(受託介護予防サービスの提供)</p> <p>第二百六十三条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は,介護予防特定施設サービス計画に基づき,受託介護予防サービス事業者により,適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう,必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は,受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては,提供した日時,時間,具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第二百四十六条,第二百四十七条,第二百五十条及び第二百五十一条の規定は,外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において,第二百四十七条中「他の介護予防特定施</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第124条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>（従業者）</p> <p>第125条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（1） 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第131条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準条例第131条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定</p> <p>（2） 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第139条第</p>	<p>ス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第166条 条例第125条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>	<p>設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第十二章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百六十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。</p> <p>第二百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項</p> <p>二 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準第二百八条第一項</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>1 項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準条例第 139 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則の規定</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第 133 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則の規定</p> <p>(管理者)</p> <p>第 126 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 3 節 設備に関する基準</p> <p>第 127 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>2 前項の設備及び器材に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第 130 条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 133 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第</p>	<p>規則</p> <p>第 2 節 設備に関する基準</p> <p>第 167 条 条例第 127 条第 1 項ただし書の規定で定める場合とは、第 172 条第 3 項の規定に基づき福祉用具（法第 8 条の 2 第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p> <p>2 条例第 127 条第 1 項に定める設備及び器材の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>ア 清潔であること。</p> <p>イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p>	<p>厚生労働省令</p> <p>に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準第二百八条第一項</p> <p>三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第二百八十二条第一項</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百七十三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第九十三条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第3節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第168条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第169条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務内</p>	<p>を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百六十九条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務内容</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第170条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の具体的な研修計画を策定するとともに、福祉用具専門相談員に対し、研修機関又は当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が実施する研修その他その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、福祉用具専門相談員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(福祉用具の取扱種目)</p> <p>第171条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第172条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われ</p>	<p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>七 その他運営に関する重要事項</p> <p>(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第二百七十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>(福祉用具の取扱種目)</p> <p>第二百七十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二百七十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われ</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>ることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第173条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第174条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>ることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(掲示及び目録の備え付け)</p> <p>第二百七十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百七十条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百七十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用) 第128条 第25条の2、第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第34条の12第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第172条第4項に規定する結果等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第128条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第128条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 第177条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画</p> <p>(準用) 第175条 第34条の2から第34条の12まで、第35条の2、第35条の3、第36条の2の2、第36条の5から第36条の8まで並びに第80条の2第1項、第2項及び第5項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは「第128条において準用する条例第25条の2」と、第34条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第34条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第34条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条の12第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第35条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第36条の2の2中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第80条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録</p> <p>三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 第二百七十八条の二に規定する介護予防福祉用具貸与計画</p> <p>(準用) 第二百七十六条 第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十一まで並びに第百二十条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百七十条」と、同項、第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四十九条の十三第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 129 条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第 176 条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、条例第 124 条に定める基本方針及び条例第 129 条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。</p>	<p>(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)</p> <p>第二百七十七条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第二百七十八条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。</p> <p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うこと。</p> <p>(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第177条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状態を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第187条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告</p>	<p>五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うものとする。</p> <p>六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第二百七十八条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状態を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第 130 条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第 136 条第 1 項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第 2 項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第 131 条 第 25 条の 2、第 25 条の 3、第 27 条及び第 27 条の 2、第 27 条の 3（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 27 条の 4、第 27 条の 5 並びに第 1 節、第 2 節（第 125 条を除く。）、第 3 節、第 4 節（第 128 条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第 25 条の 2 並びに第 27 条の 4 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>8 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 178 条 条例第 130 条第 1 項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 179 条 第 34 条の 2 から第 34 条の 7 まで、第 34 条の 9 から第 34 条の 12 まで、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 36 条の 2 の 2、第 36 条の 5 から第 36 条の 8 まで、第 80 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項並びに第 2 節、第 3 節（第 168 条第 1 項及び第 175 条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 34 条の 2 第 1 項中「第 25 条の 2」とあるのは「第 131 条において準用する条例第 25 条の 2」と、第 34 条の 3 中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第 34 条の 7 第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 34 条の 11 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第 34 条の 12 第 1 項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項</p>	<p>しなければならない。</p> <p>7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>8 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百七十九条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第二百五条の二第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百八十条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二の二、第五十三条の五から第五十三条の十一まで（第五十三条の八第五項及び第六項を除く。）並びに第百二十条の二第一項、第二項及び第四項並びに第一節、第二節（第二百六十六条を除く。）、第三節、第四節（第二百六十九条第一項及び第二百七十六条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する第二百七十条」と、同項、第五十三条の二の二第二項並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「以下同じ。）」</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第 13 章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第 1 節 基本方針</p> <p>第 132 条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目</p>	<p>の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 35 条の 2 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 36 条の 2 の 2 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 80 条の 2 第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第 5 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 167 条第 1 項中「第 127 条第 1 項ただし書」とあるのは「第 131 条において準用する条例第 127 条第 1 項ただし書」と、「第 172 条第 3 項」とあるのは「第 179 条において準用する第 172 条第 3 項」と、同条第 2 項中「第 127 条第 1 項」とあるのは「第 131 条において準用する条例第 127 条第 1 項」と、第 168 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 174 条第 2 項第 1 号中「次条」とあるのは「第 179 条」と、同項第 2 号中「第 172 条第 4 項」とあるのは「第 179 条において準用する第 172 条第 4 項」と、同項第 3 号中「次条」とあるのは「第 179 条」と、同項第 4 号及び第 5 号中「第 128 条」とあるのは「第 131 条」と、同項第 6 号中「第 177 条第 1 項」とあるのは「第 179 条において準用する第 177 条第 1 項」と、第 176 条第 1 項中「第 124 条」とあるのは「第 131 条において準用する条例第 124 条」と、「第 129 条」とあるのは「第 131 条において準用する条例第 129 条」と読み替えるものとする。</p> <p>第 13 章 特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十三第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第十三章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百八十一条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者)</p> <p>第133条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第131条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定</p> <p>(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第139条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第125条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定</p> <p>(管理者)</p> <p>第134条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準</p> <p>第135条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要</p>	<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準</p> <p>第180条 条例第133条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百八十二条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準第九十四条第一項</p> <p>二 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第二百八条第一項</p> <p>三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第二百六十六条第一項</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百八十三条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百八十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うため</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 141 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(サービスの提供の記録)</p> <p>第 181 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(販売費用の額等の受領)</p> <p>第 182 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第 56 条第 3 項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>(2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(保険給付の申請に必要な書類等の交付)</p> <p>第 183 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を</p>	<p>に必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第二百十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(サービスの提供の記録)</p> <p>第二百八十五条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(販売費用の額等の受領)</p> <p>第二百八十六条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(保険給付の申請に必要な書類等の交付)</p> <p>第二百八十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(準用)</p> <p>第136条 第25条の2，第25条の3及び第27条から第27条の5までの規定は，指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第25条の2並びに第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは，「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>	<p>利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称</p> <p>(2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>(3) 領収書</p> <p>(4) 当該指定特定介護予防福祉用具のパフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第184条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第181条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第35条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 条例第136条において準用する条例第27条の3第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 条例第136条において準用する条例第27条の4第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(5) 第187条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売計画</p> <p>(準用)</p> <p>第185条 第34条の2から第34条の7まで，第34条の9から第34条の11まで，第35条の3，第36条の2の2，第36条の3，第36条の5から第36条の8まで，第80条の2第1項，第2項及び第5項，第169条から第171条まで並びに第173条の規定は，指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第34条の2第1項中「第25条の2」とあるのは，「第136条において準用する条例第25条の2」と，第34条の3中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」とあり，取り扱う指定特定介護予防福祉用具の種目」と，第34条の7第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と，第34条の11中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と，「初回訪問時及び利用者」とあるの</p>	<p>は，次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称</p> <p>二 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>三 領収書</p> <p>四 当該指定特定介護予防福祉用具のパフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百八十八条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 第二百八十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>五 第二百九十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売計画</p> <p>(準用)</p> <p>第二百八十九条 第四十九条の二から第四十九条の八まで，第四十九条の十から第四十九条の十二まで，第五十条の三，第五十二条，第五十三条の二の二，第五十三条の三，第五十三条の五から第五十三条の十一まで，第二百二十条の二第一項，第二項及び第四項，第二百七十条から第二百七十二条まで並びに第二百七十四条の規定は，指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において，第四十九条の二第一項中「第五十三条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と，同項，第五十三条の二の二第二項，第五十三条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十三条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，第四十九条</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p style="text-align: center;">第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第137条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>は「利用者」と、第36条の2の2第2項、第36条の3第3項第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第80条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第169条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第170条及び第171条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第186条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとと</p>	<p>の四中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百七十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十一条及び第二百七十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百七十四条中「第二百七十条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)</p> <p>第二百九十条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百九十一条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるととも</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>もに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。</p> <p>(4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第187条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>に、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。</p> <p>四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。</p> <p>五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百九十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>第14章 雑則</p> <p>(委任) 第138条 この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する指定介護予防通所介護事業所、基準該当介護予防通所介護事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（基本的な設</p>	<p>第十四章 雑則 (電磁的記録等) 第188条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第34条の4第1項（第41条、第49条、第55条、第61条、第83条、第96条（第110条において準用する場合を含む。）、第115条の2、第119条、第127条（第137条において準用する場合を含む。）、第151条、第163条、第175条、第179条及び第185条において準用する場合を含む。）及び第145条第1項（第163条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>第十四章 雑則 (電磁的記録等) 第二百九十三条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第四十九条の五第一項（第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第二百六十六条、第二百八十五条、第二百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）及び第二百三十七条第一項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第 54 条第 1 項、第 60 条第 1 項及び第 64 条第 1 項の規定（便所に係る部分に限る。）は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する指定介護予防特定施設（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第 109 条第 3 項第 6 号及び第 120 条第 3 項第 5 号の規定は、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）附則第 3 条の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第 72 条第 3 項第 16 号の規定は、適用しない。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成 25 年福岡市規則第 34 号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）附則第 2 項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第 89 条第 4 項第 1 号ア及びイ、同項第 2 号ア並びに第 5 項（第 3 号を除く。）の規定は、適用しない。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第二条 指定居宅サービス等基準附則第三条の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第百三十二条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。</p> <p>第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第 28 号）附則第三条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第百五十三条第六項第一号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第 37 号）附則第二項の適用を受けている</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「平成 13 年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第 3 条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 22 条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 食堂 療養病床における入院患者 1 人当たりの床面積は、内法による測定で、1 平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 3 条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4 床以下としなければならない。</p> <p>5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 6 条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者 1 人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4 平方メートル以上としなければならない。</p> <p>6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短</p>	<p>基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第百八十三条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。</p> <p>第五条 削除</p> <p>第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p> <p>第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p> <p>第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>5 この条例の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準附則第 10 条の規定の適用を受けているものについては、第 109 条第 3 項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p>	<p>期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 21 条の規定の適用を受けているものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。</p> <p>7 平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 24 条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 食堂 療養病床における入院患者 1 人当たりの床面積は、内法による測定で、1 平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 4 条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4 床以下としなければならない。</p> <p>9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 7 条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者 1 人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4 平方メートル以上としなければならない。</p>	<p>防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。</p> <p>第十条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p> <p>第十一条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p> <p>第十三条 指定居宅サービス等基準附則第十条の規定の適用を受けているものについては、第二百三十三条第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>第十四条 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第二条に規定する</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>10 平成18年4月1日前から引き続き存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第144条第2項第1号ア及び第159条第2項第1号アの規定は、適用しない。</p> <p>11 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）については、第159条第2項第1号アの規定は、適用しない。</p>	<p>経過的要介護に該当する者については、第二百三十一条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、第二百五十五条第二項第二号中「十」とあるのは「三十」とする。</p> <p>第十五条 この省令の施行の際現に存する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第二百三十三条第四項第一号イ及び第二百五十七条第四項第一号イの規定は適用しない。</p> <p>第十六条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホームにあつては、第二百五十七条第四項第一号ホ及び同項第三号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間に同項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が立てられていれば足りるものとする。</p> <p>第十七条 養護老人ホームに係る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業にあつては、第二百五十五条第六項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることことができる。</p> <p>第十八条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）については、第二百五十七条第四項第一号イの規定は適用しない。</p> <p>第十九条 第二百三十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第二十一条において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>次のとおりとする。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>第二十条 第二百五十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>第二十一条 第二百三十三条及び第二百五十七条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p>附 則 （平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八〇号） 抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三六号） この省令は、平成十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五四号）</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>6 第9章(第2節を除く。)の規定にかかわらず、平成23年9月1日前から引き続き存する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。)第165条に規定する事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所であるもの(同日前において現に改修、改築又は増築中の平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日以後に指定介護予防サービス等旧基準第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の基本方針、</p>	<p>12 第9章(第1節を除く。)の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第23項までに定めるところによることができる。</p>	<p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年八月二十九日厚生労働省令第一三五号) この省令は、平成二十年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月一三日厚生労働省令第三三三号) この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第八条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)であって、この省令による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。)第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第 11 項までに定めるところによることができる。</p> <p>7 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット（第 81 条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項において「ユニット部分」という。）にあつては第 82 条に、それ以外の部分にあつては第 68 条に定めるところによる。</p> <p>8 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第 83 条に、それ以外の部分にあつては第 72 条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p> <p>9 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第 7 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第 9 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>13 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第 104 条第 4 項第 1 号に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（附則第 15 項から附則第 22 項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第 89 条に定めるところによる。</p> <p>14 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第 7 項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第 13 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>15 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第 106 条に、それ以外の部分にあつては第 90 条に定めるところによる。</p> <p>16 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の利用定員の数（第 104 条第 4 項第 1 号ア（イ）に規定する利用定員の数をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（条例第 69 条第 1 項に規定する利用 	

条例	規則	厚生労働省令
<p>10 第71条及び第73条から第80条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第79条において準用する第27条第2項中「この節、次節」とある</p>	<p>定員をいう。) (第87条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第64号)附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)である場合を除く。次号において同じ。)</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数</p> <p>(5) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の見送の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>17 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第108条に、それ以外の部分にあつては第96条において準用する第67条に定めるところによる。</p> <p>18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第109条に、それ以外の部分にあつては第92条に定めるところによる。</p> <p>19 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第111条に定めるところによる。</p> <p>20 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、介護は、ユニット部分にあつては第112条に、それ以外の部分にあつては第98条に定めるところによる。</p> <p>21 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあつては第113条に、それ以外の部分にあつては第99条に定めるところによる。</p> <p>22 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第114条に、それ以外の部分にあつ</p>	

条例	規則	厚生労働省令
<p>のは、「附則第 10 項において準用する第 73 条から第 80 条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>11 附則第 7 項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>12 第 10 章（第 2 節を除く。）の規定にかかわらず、平成 23 年 9 月 1 日前から引き続き存する指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下「平成 23 年前指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準第 216 条に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（同日前において現に改修、改築又は増築中の平成 23 年前指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日以後に指定介護予防サービス等旧基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、施行日以後最初の指定の更</p>	<p>ては第 103 条に定めるところによる。</p> <p>23 第 88 条、第 93 条から第 95 条まで、第 96 条（第 67 条の準用に係る部分を除く。）、第 97 条及び第 100 条から第 102 条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 88 条中「第 71 条第 1 項ただし書」とあるのは「附則第 10 項において準用する条例第 71 条第 1 項ただし書」と、「前条第 2 項」とあるのは「第 87 条第 2 項」と、第 95 条第 2 項第 2 号中「次条」とあるのは「附則第 23 項において準用する第 96 条」と、同項第 3 号中「第 75 条第 3 項第 3 号」とあるのは「附則第 10 項及び条例第 85 条において準用する条例第 75 条第 3 項第 3 号」と、同項第 4 号中「次条」とあるのは「附則第 23 項において準用する第 96 条」と、同項第 5 号中「第 79 条」とあるのは「附則第 10 項において準用する条例第 79 条」と、同項第 6 号中「第 78 条第 3 項」とあるのは「附則第 10 項において準用する条例第 78 条第 3 項」と、第 96 条において準用する第 4 条第 1 項中「第 9 条」とあるのは「附則第 10 項において準用する条例第 73 条」と、第 97 条中「第 68 条」とあるのは「附則第 7 項」と、「第 80 条」とあるのは「附則第 10 項において準用する条例第 80 条」と読み替えるものとする。</p> <p>24 第 10 章（第 1 節を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第 35 項までに定めるところによることができる。</p>	<p>2 この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行っている事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、指定介護予防サービス等旧基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>新までの間は、次項から附則第 17 項までに定めるところによることができる。</p> <p>13 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット（第 101 条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項において「ユニット部分」という。）にあっては第 102 条に、それ以外の部分にあっては第 93 条に定めるところによる。</p> <p>14 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第 103 条に、それ以外の部分にあっては第 95 条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p> <p>15 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第 14 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例附則第 16 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>25 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第 135 条第 2 項第 1 号に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）以外の部分にあっては、第 121 条に定めるところによる。</p> <p>26 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第 14 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第 24 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>27 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第 133 条に、それ以外の部分にあっては第 122 条に定めるところによる。</p> <p>28 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域</p>	

条例	規則	厚生労働省令
<p>16 第96条から第100条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に準用する。この場合において、第98条において準用する第27条第2項中「この節、次節」とあるのは、「附則第16項において準用する第96条から第100条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項</p> <p>29 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第135条に、それ以外の部分にあつては第127条において準用する第67条に定めるところによる。</p> <p>30 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第136条に、それ以外の部分にあつては第124条に定めるところによる。</p> <p>31 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第138条に定めるところによる。</p> <p>32 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第139条に、それ以外の部分にあつては第130条に定めるところによる。</p> <p>33 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあつては第140条に、それ以外の部分にあつては第131条に定めるところによる。</p> <p>34 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第141条に、それ以外の部分にあつては第132条に定めるところによる。</p> <p>35 第125条、第126条、第127条(第67条の準用に係る部分を除く。)、第128条及び第129条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第126条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第35項において準用する第127条」と、同項第3号中「第97条第3項第3号」とあるのは「附則第16項において準用する条例第97条第3項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「附則第35項において準用する第127条」と、同項第5号及び第6号中「第98条」とあるのは「附則第16項において準用する条例第98条」と、第127条中「第98条において準用する条例第73条」とあるのは「附則第16項において準用する条例第98条において準用する条例第73条」と</p>	

条例	規則	厚生労働省令
<p>17 附則第 13 項から前項までに定めるもののほか，一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な経過措置は，規則で定める。</p>	<p>読み替えるものとする。</p>	<p>(検討)</p> <p>第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 （平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二三年一〇月二〇日厚生労働省令第一三一号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>36 第143条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少</p>	<p>日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防訪問介護の事業を行う者に対する第十条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新指定介護予防サービス基準」という。）第五条の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与の事業を行う者に対する新指定介護予防サービス基準第二百七十五条第二項及び第二百七十八条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者に対する新指定介護予防サービス基準第二百八十八条及び第二百九十一条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則 （平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五三号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>18 第 109 条及び第 120 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若し</p>	<p>させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（１） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>（２） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>37 第 158 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	

条例	規則	厚生労働省令
<p>くは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>		
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>	<p>附 則 (平成二十七年一月十六日 厚生労働省令第四号) 抄</p>
<p>(施行期日) 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(施行期日) 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>
<p>(介護予防訪問介護に関する経過措置) 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。)附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定(整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、この条例による改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 2 章の規定は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第 6 条第 4 項及び第 8 条第 2 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第 6 条第 4 項中「指定訪問介護事業者(福岡</p>	<p>(介護予防訪問介護に関する経過措置) 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。)附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定(整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、この規則による改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。)第 2 章の規定は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 3 条第 2 項中「指定訪問介護事業者」とあ</p>	<p>(介護予防訪問介護に関する経過措置) 第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 三 第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第一条及び第四条から第四十五条までの規定 第三条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基</p>

条例	規則	厚生労働省令																											
<p>市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）とあるのは「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項及び第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第8条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第6条第4項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第18条第4項及び第20条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第18条第4項中「基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第18条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第20条第2項中「基準該当訪問介護の事業」とあるのは「第18条第4項に規定する第1号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第20条第1項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。</p>	<p>るのは「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年福岡市条例第32号）による改正前の福岡市指定予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護」とあるのは「指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業」と読み替えるものとする。</p>	<p>準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1381 329 1946 2131"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1381 329 1482 863">第五条第二項</td> <td data-bbox="1482 329 1734 863">指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="1734 329 1946 863">法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 863 1482 1136"></td> <td data-bbox="1482 863 1734 1136">指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業</td> <td data-bbox="1734 863 1946 1136">当該第一号訪問事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 1136 1482 1270"></td> <td data-bbox="1482 1136 1734 1270">指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護</td> <td data-bbox="1734 1136 1946 1270">指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 1270 1482 1724">第五条第五項</td> <td data-bbox="1482 1270 1734 1724">指定訪問介護事業者</td> <td data-bbox="1734 1270 1946 1724">第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 1724 1482 1902"></td> <td data-bbox="1482 1724 1734 1902">指定訪問介護の事業</td> <td data-bbox="1734 1724 1946 1902">当該第一号訪問事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 1902 1482 2131"></td> <td data-bbox="1482 1902 1734 2131">指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する</td> <td data-bbox="1734 1902 1946 2131">市町村の定める当該第一号訪問事業の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 2131 1482 2496">第七条第二項</td> <td data-bbox="1482 2131 1734 2496">指定訪問介護事業者</td> <td data-bbox="1734 2131 1946 2496">第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 2496 1482 2629"></td> <td data-bbox="1482 2496 1734 2629">指定訪問介護の事業</td> <td data-bbox="1734 2496 1946 2629">当該第一号訪問事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1381 2629 1482 2798"></td> <td data-bbox="1482 2629 1734 2798">指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する</td> <td data-bbox="1734 2629 1946 2798">市町村の定める当該第一号訪問事業の</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第四十一条第三項及び第四十三条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	第五条第二項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者		指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業		指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業	第五条第五項	指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者		指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業		指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の	第七条第二項	指定訪問介護事業者	第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者		指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業		指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第五条第二項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者																											
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業																											
	指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業																											
第五条第五項	指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者																											
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業																											
	指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の																											
第七条第二項	指定訪問介護事業者	第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者																											
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業																											
	指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の																											

条例	規則	厚生労働省令	
<p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>5 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については，旧指定介護予防サービス等基準条例第 9 条から第 11 条まで（第 56 条及び第 61 条において準用する場合に限る。），第 13 条（第 56 条及び第 61 条において準用する場合に限る。），第 14 条第 1 項から第 4 項まで（第 56 条及び第 61 条において準用する場合に限る。），第 14 条第 5 項及び第 6 項（第 56 条において準用する場合に限る。），第 16 条（第 56 条及び第 61 条において準用する場合に限る。），第 7 章，第 87 条及び第 91 条第 1 項の規定は，平成 30 年 3 月 31 日までの間は，なおその効力を有する。</p>	<p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>4 旧法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については，旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 4 条から第 9 条まで（第 71 条及び第 77 条において準用する場合に限る。），第 10 条（第 71 条において準用する場合に限る。），第 11 条，第 12 条，第 14 条，第 16 条，第 18 条，第 23 条から第 27 条まで（第 71 条及び第 77 条において準用する場合に限る。），第 7 章，第 116 条第 4 項及び第 118 条の規定は，平成 30 年 3 月 31 日までの間は，なおその効力を有する。</p>	<p>第四十一条第三項</p>	<p>基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業</p> <p>法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</p>
		<p>同項及び同条第二項に規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>
		<p>第四十三条第二項</p>	<p>基準該当訪問介護の事業</p> <p>第四十一条第三項に規定する第一号訪問事業</p>
		<p>指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>
		<p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については，次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p> <p>三 旧介護予防サービス等基準第一条、第八条から第十四条まで（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十五条（第百七条において準用する場合に限る。）、第十六条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十七条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第十九条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十一条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十三条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第二十四条（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十条から第三十三条まで（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十四条第一項から第四項まで（第百七条及び第百十五條において準用する場合に限る。）、第三十四条第五項及び第六項（第百七条において準用する場合に限る。）、第三十四条の二から第三十六条まで（第百七条及び第百十五條にお</p>	

条例	規則	厚生労働省令																											
<p>6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第 52 条第 3 項及び第 54 条第 3 項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第 52 条第 3 項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 52 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 51 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「当該第 1 号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第 54 条第 3 項中「指定通所介護事業者」とあるのは「第 52 条第 3 項に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第 1 号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第 54 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第 1 号通所事業の」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 63 条第 1 項第 3 号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 63 条第 1 項第 3 号中「指定通所介護事業者」とあるのは「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号通所事業（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 27 年福岡市条例第 32 号）による改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例第 51 条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第 1 号通所事業」と、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」とあるのは「指定介護予防通所介護又は当該第 1 号通所事業」と読み替えるものとする。</p>	<p>いて準用する場合に限る。）、第九十六条から第百十五条まで、第百七十九条、第百八十条第四項、第百八十三条第一項及び第百八十四条の規定</p> <p>第五条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七条第一項第三号及び第八項並びに第九十九条第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1041 1961 2795"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 1041 1503 1947">第九十七条第一項第三号</td> <td data-bbox="1503 1041 1734 1947">指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="1734 1041 1961 1947">法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 1537 1734 1947">指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業</td> <td data-bbox="1734 1537 1961 1947">当該第一号通所事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 1813 1734 1947">指定介護予防通所介護又は指定通所介護</td> <td data-bbox="1734 1813 1961 1947">指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 1947 1503 2398">第九十七条第八項</td> <td data-bbox="1503 1947 1734 2398">指定通所介護事業者</td> <td data-bbox="1734 1947 1961 2398">第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 2131 1734 2398">指定通所介護の事業</td> <td data-bbox="1734 2131 1961 2398">当該第一号通所事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 2220 1734 2398">指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する</td> <td data-bbox="1734 2220 1961 2398">市町村の定める当該第一号通所事業の</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 2398 1503 2795">第九十九条第四項</td> <td data-bbox="1503 2398 1734 2795">指定通所介護事業者</td> <td data-bbox="1734 2398 1961 2795">第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 2620 1734 2795">指定通所介護の事業</td> <td data-bbox="1734 2620 1961 2795">当該第一号通所事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1503 2709 1734 2795">指定居宅サービス等基準第九十五条</td> <td data-bbox="1734 2709 1961 2795">市町村の定める当該第一号通所</td> </tr> </tbody> </table>	第九十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者		指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業		指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業	第九十七条第八項	指定通所介護事業者	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者		指定通所介護の事業	当該第一号通所事業		指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	第九十九条第四項	指定通所介護事業者	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者		指定通所介護の事業	当該第一号通所事業		指定居宅サービス等基準第九十五条	市町村の定める当該第一号通所
第九十七条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者																											
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業																											
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業																											
第九十七条第八項	指定通所介護事業者	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者																											
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業																											
	指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の																											
第九十九条第四項	指定通所介護事業者	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者																											
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業																											
	指定居宅サービス等基準第九十五条	市町村の定める当該第一号通所																											
<p>7 附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第 58 条第 3 項中「基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 68 条第 1 項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業」とあるのは「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（基準該当介護予防</p>	<p>6 附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 75 条第 1 項第 3 号の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則第 75 条第 1 項第 3 号中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「基準該当介護予防</p>																												

条例	規則	厚生労働省令								
<p>通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と、旧指定介護予防サービス等基準条例第60条第3項中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第58条第3項に規定する第1号通所事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第70条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。</p>	<p>通所介護又は基準該当通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業」と読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 189 1503 290">第一項から第三項</td> <td data-bbox="1503 189 1955 290">事業の</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1373 290 1955 362">までに規定する</td> </tr> </table>	第一項から第三項	事業の	までに規定する					
		第一項から第三項	事業の							
までに規定する										
<p>2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 955 1503 1406">第百十二条第一項第三号</td> <td data-bbox="1503 955 1730 1406">基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業</td> <td data-bbox="1730 955 1955 1406">法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</td> </tr> </table>	第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）						
第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 1406 1503 1590"></td> <td data-bbox="1503 1406 1730 1590">基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護</td> <td data-bbox="1730 1406 1955 1590">基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業</td> </tr> </table>		基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 1590 1503 1905">第百十二条第七項</td> <td data-bbox="1503 1590 1730 1905">基準該当通所介護の事業</td> <td data-bbox="1730 1590 1955 1905">第一項第三号に規定する第一号通所事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1373 1905 1503 1905"></td> <td data-bbox="1503 1905 1730 1905">指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する</td> <td data-bbox="1730 1905 1955 1905">市町村の定める当該第一号通所事業の</td> </tr> </table>	第百十二条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業		指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業								
第百十二条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業								
	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 1905 1503 2089">第百十四条第四項</td> <td data-bbox="1503 1905 1730 2089">基準該当通所介護の事業</td> <td data-bbox="1730 1905 1955 2089">第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業</td> </tr> </table>	第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1373 2089 1503 2273"></td> <td data-bbox="1503 2089 1730 2273">指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する</td> <td data-bbox="1730 2089 1955 2273">市町村の定める当該第一号通所事業の</td> </tr> </table>		指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の			
第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業								
	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の								
<p>7 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの規則による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第161条第2項の適用に</p>	<p>第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法</p>									

条例	規則	厚生労働省令
<p>(旧指定介護予防サービス等基準条例の一部改正)</p> <p>8 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第55条の次に次の1条を加える。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第55条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利</p>	<p>ついては、同項中「指定事業者()とあるのは「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。</p> <p>8 指定介護予防サービス等基準条例施行規則第161条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合においては、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。</p> <p>(旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則の一部改正)</p> <p>9 附則第2項及び第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条に次の1項を加える。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p> <p>第64条に次の1項を加える。</p>	<p>律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。))とする。</p> <p>2 新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。))とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。</p> <p>(旧介護予防サービス等基準の一部改正)</p> <p>附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三号中「第三十五条(第四十五条、第六十一条、第百十五条)」を「第三十五条(第四十五条、第六十一条)に改め、「第四十四条」の下に「、第百五条の二(第百十五条において準用する場合に限る。))」を加え、同条第七号中「第三十五条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条)」を「第三十五条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条)に改め、同号中「第七十七条第一項から第三項まで」の下に「、第百五条の二」を加える。</p> <p>第五条中第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。</p> <p>5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、第54条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、指定介護予防通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</p> <p>第77条中「、第23条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。</p>	<p>業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。</p> <p>第九十九条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）に届け出るものとする。</p> <p>第百五条の次に次の一条を加える。</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>第百五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第百七条中「第三十条から第三十六条まで」を「第三十条から第三十四条まで、第三十六条」に改める。</p> <p>第百十五条中「第三十四条の二から第三十六条まで」を「第三十四条の二、第三十六条」に改め、「、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。</p> <p>（附則の一部改正）</p> <p>附則第三条第一項中「第五条第二項及び第五項」を「第五条第二項及び第六項」に、同項の表中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。</p> <p>附則第四条第三号中「第三十四条の二から第三十六条まで（第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。）」を「第</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>三十四条の二（第七条及び第十五条において準用する場合に限る。）、第三十六条（第七条及び第十五条において準用する場合に限る。）に改める。</p> <p>附則第五条第一項及び同項の表中「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>	<p>附 則（平成二十八年二月五日厚生労働省令第十四号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>（旧指定介護予防サービス等基準条例の一部改正）</p> <p>2 附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第 52 条第 3 項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 52 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等基準条例第 52 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者及び福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 67 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第 28 条の 3 に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第 51 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「指定通所介護等（指定居宅サービス等基準条例第 51 条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準条例第 28 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業」に改め、「第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項」を加える。</p> <p>第 54 条第 3 項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「指定居宅サービス等基準条例第 54 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する」を「指定居宅サービス等基準条例第 54 条第 1 項及び第 2 項又は指定地域密着型サービス基準条例第 28 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく規則に規定する」に改める。</p>	<p>（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）</p> <p>2 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成 27 年福岡市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第 5 項中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 28 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」を「指定介護予防通所介護又は指定通所介護等」に改める。</p>	<p>（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抄））</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとにおくべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事</p>

条例	規則	厚生労働省令
		<p>業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第九十九条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第一百十二条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)</p> <p>4 この条例の施行の際現に介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第 9 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例（以下この条において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 46 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第 46 条から第 48 条までの規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則(平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第百九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p> <p>(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第四条の規定による改正前の介護予防サービス等基準（以下この条において「旧介護予防サービス等基準」という。）第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準第八十七条から第八十九条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条 3 項及び第 27 条の 4 の 2（新条例第 33 条、第 39 条、第 44 条、第 49 条、第 66 条、第 79 条（新条例第 85 条において準用する場合を含む。）、第 86 条の 3、第 92 条、第 98 条、（新条例第 104 条において準用する場合を含む。）、第 114 条、第 122 条、第 128 条、第 131 条及び第 136 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第 36 条（新規則第 41 条において準用する場合を含む。）、第 47 条、第 53 条、第 59 条、第 80 条、第 91 条（新規則第 115 条の 2 及び第 119 条において準用する場合を含む。）、第 107 条、第 123 条、第 134 条、第 147 条、第 160 条及び第 169 条（新規則第 179 条及び第 185 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p>	<p>附 則(令和 年 月 日厚生労働省令第 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の介護予防サービス等基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第三条第三項及び第五十三条の十の二（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（新介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百八十五条、第百九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護予防サービス等基準第五十三条（新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む。）、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第二百二十</p>

条例	規則	厚生労働省令
	<p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間，新規則第36条の2の2（新規則第41条，第49条，第55条，第61条，第83条，第96条（新規則第110条において準用する場合を含む。），第115条の2，第119条，第127条（新規則第137条において準用する場合を含む。），第151条，第163条，第175条，第179条及び第185条）において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p>(居宅サービス等における感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)</p> <p>4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間，新規則第36条の3第3項（新規則第41条，第49条，第55条，第61条及び第185条において準用する場合を含む。），第81条第2項（新規則第127条，（新規則第137条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第93条第2項（新規則第110条，第115条の2，第119条，第151条及び第163条において準用する場合を含む。）及び第172条第6項（新規則第179条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>条、第百三十八条（新介護予防サービス等基準第百六十六条及び第百八十五条において準用する場合を含む。）、第百五十六条、第百九十二条、第二百七条、第二百四十条、第二百五十九条及び第二百七十条（新介護予防サービス等基準第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」する。</p> <p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護予防サービス等基準第五十三条の二の二（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第百四十二条（新介護予防サービス等基準第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百八十五条、第百九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p>(居宅サービス等における感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)</p> <p>第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護予防サービス等基準第五十三条の三第三項（新介護予防サービス等基準第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第百二十一条第二項（新介護予防サービス等基準第百九十五条（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十九条の二第二項（新介護予防サービス等基準第百五十九条、第百六十六条、第百八十五条、第二百四十五条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）及び第二百七十三条第六項（新介護予防サービス等基準第二百八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの</p>

条例	規則	厚生労働省令
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第88条第1項(新条例第108条、第122条及び第129条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の1号から3号に定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新規則第36条の2第3項(新規則第41条において準用する場合を含む。)、第80条の2第3項(新規則第96条、第115条の2、第119条及び第127条において準用する場合を含む。)、第108条第4項、第135条及び第148条(新規則第163条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>6 この省令の施行の日以降、当分の間、新規則第104条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新規則第87条第1項第3号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、改正前の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める施行規則第104条第4項第1号(エ)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。</p>	<p>は「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</p> <p>第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新介護予防サービス等基準第五十三条の二第三項(新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む。)、第百二十条の二第三項(新介護予防サービス等基準第百四十二条、第百六十六条、第百八十五条及び第百九十五条において準用する場合を含む。)、第百五十七条第四項、第二百八条及び第二百四十一条(同省令第二百六十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p> <p>第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新介護予防サービス等基準第百五十三条第六項第一号イ(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新介護予防サービス等基準第百二十九条第一項第三号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>第七条 この省令の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、新介護予防サービス等基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、改正前の介護予防サービス等基準第百五十三条第六項第一号イ(3)(後段の規定によるものに限る。)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>第八条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</p>